

外国人向け観光パンフレット制作業務委託に係る 簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により外国人向け観光パンフレット制作業務委託事業者を決定するにあたり、評価方法について必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、必要に応じて外国人目線での評価を行う委員（以下「ネイティブ枠の選考委員」という。）を含めるものとする。なお、選考委員会の庶務は、長岡市観光企画課（令和8年4月1日以降は長岡市観光課）が行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつヒアリング参加者の中から、最も優秀と認められる事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 必要提出物について要件を満たしていない者、見積書の金額が提案上限額を超えている者は失格とする。
- (2) 提案書及びヒアリングの内容について、「4 選考評価基準」に基づき、各委員が採点を行う。なお、ネイティブ枠の選考委員は、同基準に定める審査項目①本業務への取組体制、②実績及び⑥業務コストについては、採点を行わないものとする。
- (3) 評価点数の集計にあたっては、審査項目ごとに、当該項目を採点した委員の評価点の平均点を算出し、その平均点を当該項目の得点とする。各審査項目の得点を合算し、100点満点の評価点合計を算出する。
- (4) 前項により算出した評価点合計が最も高い提案者を、最優秀者として決定する。評価点合計が同点となった場合は、委員による選考投票で決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (5) 提案者が1者の場合でもヒアリングを実施し、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に評価した上で適格と認められた場合、優先交渉権者として決定する。
- (6) 提案書提出者が8社を超える場合、書類審査を実施し、提案書の記述項目の内容に関して「4 選考評価基準」（審査項目⑥コミュニケーション能力を除く）をもとに各委員が採点する。各委員の評価点数を提案者ごとに集計し、点数の高い8事業所をヒアリング対象として決定する。評価点数が同点となった場合は、委員による選考投票で決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (6) 優先交渉権者の決定にあたり書類審査の評価は反映させない。

4 選考評価基準

審査項目		着眼点	配点
①	本業務への 取組体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務推進体制及び担当者等が明確であり、本業務を円滑に実施できる体制が整っているか ・多言語制作・翻訳・ネイティブチェック等を適切に行う体制が整っているか 	10
②	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の経歴や実績等は評価できるか 	10
③	企画提案力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的及び内容を十分に理解しているか ・日本語原稿の翻訳として制作するのではなく、外国人の視点や文化的背景の違いに配慮した内容・表現方針が示されているか ・全体コンセプト、構成等は当市の魅力や個性がわかりやすく伝わるものであるか ・市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待できるような工夫が感じられるか ・提案内容に無理はないか 	30
④	デザイン力	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙デザイン・タイトル等が、外国人が直感的に関心を持ち、手に取ってみたいくなる工夫となっているか ・紙面デザインは写真やイラストなどを効果的に挿入し、見やすく、ワクワク感を与え、当市への来訪意欲向上が期待できるものか 	30
⑤	コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションでは要領を得た、聞き取りやすい説明であったか ・本事業に対する熱意を感じられるか 	10
⑥	業務コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に対する見積金額は妥当か 	10
評価点合計			100